

- 一、労働者一般投票による労働監督設置のための斗争。
- 一、労働運動を妨害する一切の悪法令撤廃のための斗争。
- 一、労働組合組織活動並びに罷業の自由獲得のための斗争。
- 一、労働者買収となる租税撤廃並びに公費による労働者住宅復行のための斗争。
- 一、労働者の政党加入並びに選挙権行使の絶対自由獲得のための斗争。
- 一、自主的工場委員会並びに工場代表者會議組織確立のための斗争。
- 一、全国労働組合戦線統一のための斗争。
- 一、国際労働組合戦線統一のための斗争。

労働組合統一運動同盟規約草案

第一章 總則

第一条 本同盟労働組合統一運動同盟と稱シ本部ヲ東京置ク。

第二条 本同盟ハ本同盟ノ綱領宣言ノ決議ニ遵行シテ労働組合ノ統一ヲ以テ目的トス。

第三条 本同盟ハ本同盟ノ綱領宣言ノ決議及規約ヲ承認スル労働組合ヲ稱シ生手者ノ組合ニ在リテハ之ヲ加入シ能ク分會或ハ組合員有志同ク以テ組織ス。

第四条 本同盟ノ綱領規約ハ大会ノ決議ニ經テ非テハ変更スルコトヲ得ス。

第二章 組織

第一节 全国同盟

第五条 全国同盟ハ組合及び組合トシテ加盟シ能クハ組合員有志同ク以テ組織單体トス(但シ聯合体組織ヲ有スル場合ハ之ヲ聯合体ト單体トス)

第二节 地方同盟

第六条 地方同盟ハ本同盟中及委員會ノ統制トシテ加盟団体地方的運動ヲ助成シ加盟団体地方的共通事項ヲ処理スルコトシテ同一地方ニ個以上ノ加盟組合或ハ組合員有志同ク存シ在ル場合ハ同盟本部ノ承認ヲ得テ組織スルコトトス(但シ全国的組織ヲモツ組合ハ之ノ地方的組織ヲ以テ地方同盟ト加入セシムルコトトス)

第三节 産業別全国協議會

第七条 産業別全国協議會ハ該産業ノ労働組合ノ統一組織活動ヲ助成スルコトヲ本同盟